

平成27年3月12日現在

1. 商品名	・賑わい街づくり支援資金
2. 融資対象者	・当金庫の会員または会員の資格を有する方 ・当金庫の営業地区内において3年以上同一事業を営む法人・個人事業主
3. 資金使途	・地元商店の活性化を図る店舗改装資金 ・地域の景観に合わせた店舗改装資金 ・陶芸展示ギャラリー創設資金・作陶道場建設資金等の陶芸の街をPRする設備資金 ・地元商店の活性化を図るための新商品導入資金 ・地元商店の活性化を図るための新商品開発資金
4. 貸付形式	・証書貸付
5. 融資機関	・10年以内
6. 融資限度額	・10万円以上1,000万円以内(10万円単位)
7. 返済方法	・元金均等返済・元利金均等返済 ただし、1年間の元金返済据置を可とします
8. 担保・保証人	・原則、担保及び第三者保証人は不要とします ・法人の場合は代表者、個人事業先は当該事業に従事する配偶者または事業承継予定を連帯保証人とします
9. 融資利率	・固定金利 ・当金庫所定の利率とさせていただきます。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課(0120-252-248 9:00~17:00)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会(東京三弁護士会)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00)</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所(03-3517-5825 9:00~17:00)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

11. その他	<ul style="list-style-type: none">・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-330-111）までご照会ください・お申込に際して、事前の審査をさせていただきます 審査の結果、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください
---------	--